

EHS NEWS FLASH

(作成: SEAJ 環境情報専門委員会 独自の見解を含んでおり、内容を保証するものではありません。参考情報としてご利用下さい)

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ ECHA が新たな SVHC として 1 物質の追加を公表

2) 内容

- ・ 2016 年 6 月 20 日 ECHA (欧州化学物質庁) は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として、1 物質の Candidate List への追加について公表した。
今回の追加は第 15 次で、SVHC は合計 169 物質となった。
- ・ 追加された SVHC (1 物質)
 1. Benzo[def]chrysene
(Benzo[a]pyrene)

3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品の 0.1%以上含まれている
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ ECHA の SVHC 追加公表の URL
http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/a-new-substance-of-very-high-concern-added-to-the-candidate-list

6) その他

- ・ なし